

相模原養護老人ホーム 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が設置運営する相模原養護老人ホーム（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において自立した生活することが困難な者を入所により支援するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

施設は、入所者の支援に関する計画等（以下、「支援計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って支援を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、職員による適切な支援に努めるとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 相模原養護老人ホーム
- 2 所在地 神奈川県相模原市南区大野台5-13-7

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種及び員数）

施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとする。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第十二条第4項に規定するところによる。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 施設長 | 1名（常勤・兼務） |
| (2) 主任生活相談員 | 1名（常勤・兼務） |
| (3) 相談員 | 1名（常勤・兼務） |
| (4) 主任支援員 | 1名（常勤・兼務） |
| (5) 支援員 | 19名（常勤・非常勤・兼務） |
| (6) 看護職員 | 2.4名（常勤・非常勤） |
| (7) 栄養士 | 1名（常勤） |
| (8) 事務員 | 2名（常勤） |
| (9) 医師 | 1名（嘱託） |
| (10) 調理員 | 6名（常勤・非常勤） |

第5条（職務の内容）

施設は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うものとする。
- 3 主任生活相談員は、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する指導等を行うもののほか、次に掲げる業務を行う。
 - 一 支援計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行う。

- 二 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画等の作成に資するため、居宅介護支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。
- 三 支援計画等に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行う。
- 四 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行う。
- 5 主任支援員は、支援員を指導し支援計画の適正な運用に努める。
- 6 支援員は、支援計画に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- 7 看護職員は、医師、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当するものとする。
- 8 栄養士は、支援計画等に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を行うとともに、調理委託業者を指揮して調理を指導するものとする。
- 9 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務などとするほか、施設庶務を行うものとする。

第3章 入所定員及び居室数

第6条（定員及び居室）

施設の入所者定員及び居室数は次のとおりとする

- 1 定員 80名
- 2 居室 83室
- 3 静養室 1室

第4章 入所者の支援等の方針

第7条（支援の方針）

施設は、入所者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行うものとする。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

第8条（身体拘束に関する事項）

事業者及び職員は入居者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。但し、緊急やむを得ない場合は身体拘束の実施要項に基づいて必要最低限の時間及び期間に限り身元引受人等の承認のもとで身体拘束を行うこともある。

- 2 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

第9条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第10条（ハラスメント行為に関する事項）

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりに努める。

2 利用者および利用者のご家族がサービス従業者に対し以下の行為をすることを固くお断りします。

① 身体的な危害を加える行為

例：殴る、蹴る、物をぶつける、唾を吐く

② 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する

③ 相手の意に反する性的誘いかけ、好意的な態度の要求等性的な嫌がらせ行為

例：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す

第 11 条（支援計画の作成）

支援計画の作成は主任生活相談員が行う。

2 主任生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の支援計画を作成する。

3 主任生活相談員は、支援計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

第 12 条（相談、援助等）

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言をその他の援助を行うものとする。

2 施設は、入所者に対し、支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うものとする。

4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立生活に必要な支援を適切に行うものとする。

7 施設は、1 週間に 2 回以上の入浴を確保し、又は清拭を行う。

8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

第 13 条（日課）

施設は、日常生活につき日課を別に定め、支援計画に基づき実践するものとする。

第 14 条（余暇活動）

施設は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽生活の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努める。

第 15 条（日用品等の給貸与）

入所者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与するものとする。

第 16 条（食事）

食事の提供は、栄養及び入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

また、入所者の自立支援に配慮して食堂で行うよう努めるものとする。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食	7 : 30	～	8 : 30
昼食	12 : 00	～	13 : 00
夕食	18 : 00	～	19 : 00

第17条（居宅介護サービスの利用）

施設は、入所者が要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じることとする。

第18条（健康管理）

施設は、常に入所者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録するものとする。

- 2 入所者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行うものとする。
- 3 医師は必要とする入所者に定期的診療など適切な対応に努めるものとする。

第19条（衛生管理）

施設は、入所者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行う。

- 1 衛生知識の周知指導
 - 2 年2回以上の大掃除等
 - 3 年1回以上の消毒
 - 4 週2回以上の入浴又は清拭
 - 5 その他必要なこと
- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を一月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - 2 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
 - 3 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修等を定期的に実施するものとする。
 - 4 このほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

第20条（入所者の支援の状況に関する記録の整備）

施設は、次の各号に掲げる入居者の支援の状況に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 1 入所者への支援に関する計画
- 2 具体的な支援の内容等の記録
- 3 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4 入所者からの苦情の内容等の記録
- 5 入所者に対する支援による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第21条（入所者の入院の取り扱い）

施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合には、本人及び家族の希望等に配慮し、適切な対応に努めるものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第22条（入所）

施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとする。また施設は、入所者の心身の状況及び生活状況等を勘案し、その者が居宅において生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するものとする。

第23条（入所時の面接）

施設は、入所に際して面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得、その他必要な事項を説明し、安心と信頼感を抱かせるよう努めるものとする。

第24条（退居事由）

次の場合は、措置の実施機関等の協議により、退居手続きを講じるものとする。

- 1 入所者からの退居の申出があったとき
- 2 入所者が無断で外出し、戻る見込みがないとき
- 3 入所者が入院し、3か月以上経過するとき
- 4 入所者が死亡したとき
- 5 第31条に反する行為があるとき

第25条（無断外出泊）

入所者が、無断で1日以上戻らないときは、次の事項を関係機関等に連絡し、協議により対処する。

- 1 外出日（推定）
- 2 原因（推定）
- 3 その他必要な事項

第26条（居宅生活への支援）

施設は、入所者の心身の状況等を勘案し、居宅において社会生活を営むことが可能と判断される者に対し、円滑な移行のための援助に努めるとともに、その者及び関係者等の要望に配慮することとする。

- 2 施設は、入所者の退所後においても、その者及びその関係者等の相談に応じるとともに、適切な援助を行うものとする。

第27条（日課の励行）

入所者は、日課を励行するとともに、共同生活に協力し、親睦に努めるものとする。

第28条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、原則として8：30～17：30とする。また消灯時間は、21：00とする。

第29条（喫煙）

喫煙は、所定の場所に限り、それ以外の場所は禁煙とする。

第30条（飲酒）

飲酒は、自室に限るものとする。

第31条（外出及び外泊）

入所者は、外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより届出るものとする。

第32条（健康保持）

入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

第33条（衛生保持）

入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

第34条（禁止行為）

入所者は、施設での次の行為を禁止するものとする。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀等を乱すこと。
- 4 安全衛生を害すること。
- 5 火気を用いること。
- 6 施設設備もしくは物品を故意に破損または持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

第35条（非常災害対策）

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成するものとする。

- 2 非常災害に備え、職員及び入所者に周知徹底を図るため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練等を実施するものとする。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

第36条（居室）

居室は、全室個室とし、ベッド・ロッカー等を備品として備えるものとする。

第37条（静養室）

入所者が静養するための静養室を、ワーカー室の隣に設けるものとする。

第38条（洗面所及び便所）

二居室ごとに洗面所と便所を設けるものとする。さらに、共同用と車椅子対応用を別に設けるものとする。

第39条（医務室）

入所者の診療・治療のために、医務室を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えるものとする。

第40条（職員室）

居室のある階ごとに居室に近接してワーカー室を設け、机・いすや書類等保管庫など必要な備品を備えることとする。

第41条（職員の服務規程）

職員は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の支持命令に従い、自己の業務に専念するものとする。また服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意するものとする。

- 1 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って業務に努める。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度に努める。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努める。

第42条（職員の質の確保）

施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

第43条（個人情報の保護）

施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密保持を厳守するものとする。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、職員との雇用契約の内容とするとともに必要な措置を講じるものとする。

第44条（緊急時の対応）

施設の職員は、入所者の状態等に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

第45条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 1 事故が発生した場合の対応や事故防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 3 事故発生の防止のための委員会の開催や、支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 4 事業所の責に帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに必要な対応を行うこと。
- 5 事業所は、損害賠償のための損害賠償保険に加入すること。

第46条（記録等の整備）

施設は、入所者に対する支援等の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第47条（苦情処理）

施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じ、入所者または家族等に説明、記録するものとする。

- 2 施設は、提供する支援等に関して必要な文書の提出・提示を措置の実施機関等に求めるものとする。また市町村等からの質問・照会に応じ、入所者等からの苦情に関する調査に協力するものとする。さらに、市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ふものとする。

第48条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする

第49条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示するものとする。

第50条（協力医療機関等）

施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくものとする。

第51条（勤務体制等）

施設は、入所者に対して適切な処遇を提供できるよう、職員の体制を定めるものとする

- 2 入所者に対する支援等の提供は、施設の従業者によって行う。ただし、入所者の支援等に直接影響を及ぼさない義務については、この限りではない。

第52条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会会長と施設との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、昭和39年6月1日から施行する

昭和42年 6月1日 一部改正

昭和44年 6月1日 一部改正

昭和62年 3月1日 一部改正

平成 4年 4月1日 一部改正

平成 4年10月1日 一部改正

平成 7年 9月1日 一部改正

平成 8年 4月1日 一部改正

平成 9年 4月1日 一部改正

平成14年 4月1日 一部改正

平成19年 4月1日 一部改正 規程の名称を管理規程から運営規程に改正

平成23年 4月1日 一部改正

平成26年10月1日 一部改正

平成30年 4月1日 一部改正 (身体拘束事項追加記載)

令和 元年10月1日 一部改正

令和 6年 1月1日 一部改正 (虐待防止、ハラスメントに関する事項等追加)